

社告

本社新報各地賣捌所れ申ゆは間々前金相切れ候より新報發送方一時差止候向も有之候間自然賣捌所の手を經て御購讀相成候御方の御迷惑に相成候事も可有之候得共本社取引上の都合にて他に致方も無之候間不惡前件御了察の上斯る場合には最寄りの賣捌所又は本社へ直接に御注文被成下候様仕度此段爲念購讀諸君へ申上置候也

卷之三

東洋語國

を呼んで馬となし牛とあす人情誰れ々之に對して不平あきを得ん滿胸の憂鬱感むるに所なく江湖に放浪し澤畔に長吟すれば其韵總て不平の調を帶びざるゝなし廬君を思ふあどとは總て是れ不平は餘言のそ其眞情にあらざるあり而して其迷惑を蒙る者ハ獨り落路の政事家に止まらずして其君相政府も亦物論は爲めよ多少の迷惑を受くるを常とせり退けば君に忠ならず退かざれば心に負く東洋政事家の進退亦窮屈なりと謂ふべし然るに西洋諸國の事相は全く是と反対に玄て殊に黨派政事の行ひるゝ國柄よ在ては内閣の諸大臣は素より主義を以て相合ふものあれば其間に不和異見のゐるべからずハなけれども若しも國家の一大事件に關し内閣中に議論の合はざる者を生ずるものは異論者は公然其異見を陳述して内閣を去るが故に當局者の進退甚ざ自由にして世間の公衆も亦その間に疑証を逞ふするあとなく隨て何人も之が爲に迷惑するものとてひあし本年春の頃ありと覺ゆ英國の大藏大臣 ランドルフ チヨルチル卿が財政の事に就き現内閣の諸大臣と誤合はずして職を辭したり之が時にチヨルチル卿は内閣に辭表を差出されたる其歸途、直にタイムズ新聞社を訪ひ社長に面會して何か談する所ありたゞしにタイムズ新聞はその翌朝の紙上に於て卿が辭職の顛末を事明細に記載して世に公けふしたる一談柄は猶を明かに世人の記憶する所にして西洋文明諸國の政事家が其進退の自由にして其舉動の公明なる最近の適例として見るべし

主義技倆に於ては毫も間然する所あき人物にても其成進退の際よ於て大に困却するに例甚ざ少しとせず善し東洋諸國の政體よ於ては政事家は地位を得るや素より公衆は推選に出づるにあらず單に君相數人の知遇を得て其位に昇るものなれば明良相遇ふて意氣投合するに當て其間魚水も宿ならず名は君臣といふと雖も情は父子に均しく言ふて聽かれざるはあく聽かれて行はれざるゝなく實よ千載の一遇にして愉快此上もなく次第なりと雖とも不幸にして一朝君の逆鱗よ觸れ其言用ひられざるゝ、若しくは同僚の大臣と講合はざるが如き場合に立至るとには其進退如何す可きや平生の情義、必ずがて己れの一身を繋ぐするに忍びざるの意味

たる施政の綱領も其實施の困難なるにも拘らず政府は銳意して頻りに其施行に着手中なれば遠からず施政の順序も次第に運びて茲ふ責任内閣の實を收先遂にハ政略公示の舉にも至るべきは世論の擧て希望する所あり况や目下日本の政事に於てと條約改正の事、軍備擴張の事、憲法制定の事、財政整理の事等いづれも重要焦眉の大問題一にして定らざれば政府が此等の諸問題に就て其政略の在る所を公示するは實に今日の必要と申すべきあり斯る折しもこの頃來世間の風説に依れば此程海外より歸朝したる某貴顯には國家重大の事件に關して意見書を内閣に呈出し大に論議する所ありるも闇議の容るゝ所とならずして却けられたるに付斷然辭職をする事ある決心したりと云へり我輩は其事の詳細を知るに由あかりしが一昨日に至り此程歐米諸國を巡回して歸朝したる谷農商務大臣ハ願に依て其職を免せられ十方宮中顧問官が其後任と襲がれたり左れば前謂ゆる某貴顯とは谷農商務大臣の事にてなりしるゝ將た義の意見書あるものは其何事なるやを知る能ハずと雖も苟も國家重要性事件と認めば目下の大問題たる條約改正以下の事項に關する事にてもあらんか若しも然らば今度こそ好機會なれ政府は固より辭職は當局者も諸共に其政略と意見とを世に公けよとして公衆の怪訝を消し双方ともに思ひも寄らぬ迷惑を蒙むる様、用心するふる智者の事と申すべし我輩ハ東洋の臭氣を脱して漸く責任内閣の形を成しつゝある伊藤總理大臣の内閣が今度の出來事を手始めとして政略公示の端を開かん事と偏りに希望するものあり

卷之三

一紙幣三百二十六萬七

本年六月中西洋形船へ左ノ通信號符字ヲ點附ス  
明治二十年七月廿七日 遺信大臣子爵夏本武陽  
遞信省告示第百三十六號  
本年四月ヨリ同七日マテ印刷局構内ニ於テ會計検査院  
官吏立會燒棄セリ

信號符字	免 狀 番 號	船 名	種 類	定 構 場	船主氏名
H G J T	-○-一 1011	芙蓉 Fuyo.	汽	肥前國長崎	岩崎 久
H G J V	-○-二 1012	復徳丸 Hotoku Maru.	帆	相模國真鶴	森木 吾平
H G J W	-○-三 1013	海一丸 Kaijohi Maru.	同	同	中田 長兵衛
H G K B	-○-四 1014	榮柳丸 Yeiryu Maru.	同	同	青木 柳兵衛
H G K C	-○-五 1015	北辰丸 Hokushin Maru.	同	同	船原 正徳
H G K D	-○-六 1016	航青丸 Kosei Maru.	同	同	三木 基吉
H G K F	-○-七 1017	紀伊丸 Kii Maru.	汽	東京	日本郵船會社
H G K J	-○-八 1018	肥後丸 Higo Maru.	同	同	

○監視總監官示第十七號  
朽木縣下都擴郡大柿村ニ馬匹一頭同郡飯田村ニ二頭底  
下陸軍第一調馬隊戸山分隊ニ同五頭皮疽病ニ罹レリ但  
養者ハ孫防方注意スヘシ  
明治二十年七月廿七日　監視總監子爵三鷗通庸

●曼帝父子に關係 距てより日耳曼に於ては今上崩御の後今皇太子は即位すると慶東なるべしとは一般に噂さし合へる所あるが是れは今上陛下が「九十六歳と一期に崩御し給ひて太子の正位を繼續し給ふとは覺束なし」との豫言を信玄給ひ深く御孫を愛させ給ふに由でなりと于之に付き或人の報する所によるに此事たる決して老帝陛下の愛情に出でたるには非ざるべし何となれば陛下は其身自身の外、世に愛する人とは更にあくビスマート公とても唯皇帝たるの資格を以て敬愛し給ふのみ一私人としては病厄死苦更に頗著なき趣向にて私情の關係をて淡泊なれば隨て皇太子も帝の宮殿より伺候すると稀に帝も亦た太子を訪はせ給ふは一度に過ぎずと云ふ父子の關係斯る有様なれば自然帝も御孫ウヰリアム殿下の御許へは繁く御輦を狂げさせ給ひ斯くて愈々皇太子の御惱を重くする計りあるが如き又御孫殿下には性質剛毅活潑にて幼年の時には殆んどビスマートの風采よ似させ給ひしかば老帝は御寵愛も亦一層にて常よりウヰリアム殿下と御最親遊ばし給ふ由或る日老帝陛下には寔反に際し皇太子は徒步にて參殿しウヰリアム殿下は六頭曳きの馬車より太子に先立ち同候せられまかば老帝は之を見て大に喜び給ひ殿下御歸りの時には窓に倚りて見送り給ひしとぞ斯る事の次第よりして益々太子の即位は慶束なしとの説世上より流布するに至りしあらんと或る外國新聞の記する儘を譯え  
○柳本愛知縣書記官 同書記官は愛知縣下知多郡武豊村築港に關し其筋へ計畫上の協議を要せる事ある由にて出京中なりしが今二十八日東京を出發して歸縣する筈なりと云ふ

○レーマン氏の送別會 第一高等中學校獨逸語學教師リュートルフレーマン氏ハ今度滿期歸國につき明治の初年京都府中學校に於て氏の教授を受けたる在京都の獨逸學生等は去る廿三日午後四時より下京十五組花見小路有樂館に送別會を催はして同氏を招き北垣府知事猪子病院長を始め宮内侍醫近縣の衛生課員醫學士等來會するもの七十餘名宴請として祇園の白拍子舞、竹澤藤治獨樂の妙曲などをありて午後十一時に至り退散したりと云ふ

○三帝御降誕地 京都上京區第十一組寺町石鏡前より南清和院御門北の地は清和天皇の外戚太政大臣藤原良房公の邸なりし後ち又三條家の祖先御堂觀白公季公も此處に住ひ後一條天皇後朱雀天皇後治泉天皇の三帝御降誕あらせられる地にて名けて京極殿といひ久しう香ひ立邸地も今は荒れ果て立つて明治十六年八月京都府より其筋に詣び由緒に據て染殿町と呼び十八年十月贈右大臣三條實萬公を祀りて別格官幣梨木神社を建立したり右等の故と以て今度京都の華族藤原一族が發起となし久邇宮朝彦親王の御贊助と被り梨木神社の東隣に一大碑を建て三條内大臣より請ひて同地の由緒を継述し篆額には菊花御紋章を刻成するの特許を得て靈地を永久より忘れざらしめんと目下其計畫中あるといふ

○京都看病婦學校 京都府下の有志金三千三百八十九圓を以て上京區第十七組龍前町元淨花院町清和院町の三町に跨りて建築中なる私立京都看病婦學校は来る八月十日頃落成の見込あるゆゑ名譽中休暇を終り来る九月中ヨード氏外に教師は米國人三名日本人一名にて生徒は三十名宛を習養する筈ありと云ふ

雜志

## ○商況の回復

○曼帝父子は關係疎遠てより日耳曼に於ては今上崩御の後今之皇太子は即位すると覺束なるべしとは一般に噂さし合へる所るが是れは今上陛下が「九十六歳を一期に崩御し給ひて太子の正位を繼承し給ふことは覺束なし」との豫言を信玄給ひ深く御孫を愛させ給ふに由りなりとそ之に付き或人の報する所によるに此事た

氣配比忽ち絶  
構は所より唐  
年比今頃より比  
値て吳服物は  
春に至り凡る  
て此先行き如  
て些と心配を

仲正公集

全一冊 定價  
金四十錢

吳昌碩

醫師ニ必要ナル法  
令規則其他心得ト  
爲ル事項ヲ算集シ  
タニ書ナリ

日本